

保護者様

国立市立国立第

学校長

新型コロナウイルス感染症登校連絡票

児童・生徒が新型コロナウイルス感染症にかかった場合、学校保健安全法第19条により、出席停止の期間は発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでとなっております。

つきましては、発症及び軽快の状況を確認するため、登校する際に本紙を保護者が記入し学校に提出してください。まん延防止にご協力お願いいたします。

新型コロナウイルス感染症罹患中の主な症状（該当する症状全てを○で囲んでください）	
・ 発熱 ・ 悪寒 ・ 頭痛 ・ 筋肉痛 ・ 関節痛 ・ 倦怠感 ・ 咳 ・ 鼻水 ・ 咽頭痛 ・ 食欲不振 ・ 吐き気 ・ 嘔吐 ・ 下痢 ・ 腹痛 ・ その他（ ）	
発症日	月 日 曜日
受診日	月 日 曜日（医療機関名： ）
診断名	新型コロナウイルス感染症（陽性）

罹患中の体温をはかり、下記に記録してください。（平熱： 度 分）

発症日0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
月/日	/	/	/	/	/	/	/	/
朝の体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
夜の体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
その他諸症状								

※・発症したその日が「発症日0日目」となります。

・可能な限り、朝と夜の1日計2回、体温を測定し上記に記入して下さい。

国立市立国立第 _____ 小・中 _____ 学校
_____ 年 組 _____ 児童・生徒氏名

上記のとおり新型コロナウイルス感染症に罹患しましたが、発症日から5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過しましたので登校いたします。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

学校長 殿

保護者名 _____

⑨

新型コロナウイルス感染症 出席停止早見表

							発症日から5日を経過した後		
	発症 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目	
例 1	発症後1日目に 軽快した場合	発症	軽快	軽快後 1日目	軽快後 2日目	軽快後 3日目	軽快後 4日目	登校可能 <input type="radio"/>	
		出席停止							
例 2	発症後2日目に 軽快した場合	発症	→	軽快	軽快後 1日目	軽快後 2日目	軽快後 3日目	登校可能 <input type="radio"/>	
		出席停止							
例 3	発症後3日目に 軽快した場合	発症	→	→	軽快	軽快後 1日目	軽快後 2日目	登校可能 <input type="radio"/>	
		出席停止							
例 4	発症後4日目に 軽快した場合	発症	→	→	→	軽快	軽快後 1日目	登校可能 <input type="radio"/>	
		出席停止							
例 5	発症後5日目に 軽快した場合	発症	→	→	→	→	軽快	軽快後 1日目	登校可能 <input type="radio"/>
		出席停止							

- ・上記の表は発症後5日を経過し、かつ、軽快後1日を経過するまで登校できない「出席停止の旨を表にしたものです。
- ・「発症した日＝発症0日目」となります。同様に軽快したその日は、「軽快後1日目」とはならず、「軽快したその日＝軽快0日目」となります。
- ・「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。
- ・出席停止解除後、発症から10日間を経過するまではマスク着用を推奨します。